

第五回 新人監督映画祭 応募規約

概要と目的

新人監督映画祭（以下、映画祭）は地域発信映画の他、エンターテインメント性豊かな作品を対象とし、新人監督映画祭実行委員会によって組織、運営される映画祭です。その目的として、新しい才能の発見・育成や、映画による日本各地域の文化交流・相互理解の促進を通じて、市民、映画人、観客の三者の出会いの場を提供し、地域の再発見に繋げ、日本映画の質の向上、海外に向けての普及に寄与することを目指しています。

第1条の1 コンペティション部門の応募条件

- 1、自主制作作品を基本とし、出品応募者のプロ・アマは問わない。
- 2、上映はブルーレイを使用する。
- 3、各部門は短編部門（30分まで）、中編部門（60分まで）、長編部門（およそ、120分まで）を目安とする。ドラマ、CG・アニメーション、ドキュメンタリーを問わない。
- 4、2016年以降に制作された作品であること。
- 5、映画祭の期間中、監督または主演俳優が映画祭に参加できること。映画祭の期間中は監督を含む3名をご招待します。
- 6、映画祭への集客に協力できること。
- 7、「著作権・権利処理に関する条件」への同意があること。

第1条の2 MM（マイクロムービー）甲子園部門の応募条件

- 1、90秒の動画であること。データの規格は問わない。
- 2、応募者が満15歳～満18歳であること。または現役の高校生である事。
- 3、各部門は規定シナリオ部門、自由シナリオ部門とする。
規定シナリオ部門については「規定シナリオ」をダウンロードし、それをもとに作品を制作してください。
- 4、2016年以降に制作された作品であること。
- 5、上映について、監督が映画祭に参加できること。
- 6、「著作権・権利処理に関する条件」への同意があること。

第2条 参加申込

- 1、公式ホームページよりエントリー専用フォームから登録する。
- 2、応募作品は所定の形式に変換し、ギガファイル便などの転送サービスを利用する。または、YouTubeの限定公開のURL・パスワードを通達する。
注)MPEG-4形式で、DVDに相当する画質のもの。
仮に上映時間2時間で、およそ6Gから7Gの容量に相当します。
- 3、入選が決まった作品に関しては上映用のブルーレイ2枚の郵送をお願いいたします。

※上映用ブルーレイの送付先

新人監督映画祭 2019 実行委員会 コンペティション部門 事務局
〒107-0062
東京都港区南青山3-5-2 南青山第一葦沢ビル3F ダモアMC内
電話 03(6438)0710・FAX 03(6438)0810

メール entry@ndff.net

※マスターテープを送らないように注意してください。

第3条 審査費用

上記提出後5日以内に1作品につき2,000円の審査費用を以下に記載した銀行口座に振込送金すること。振込名義人はエントリーフォームの出品代表者と統一してください。

※振込先

西武信用金庫 薬師駅前（やくしえきまえ）支店 普通預金 1200788
名義「新人監督映画祭プロジェクト合資会社」（シンジカンクトクエイガサイプロジェクトゴウシガイシャ）

第4条 募集期間

2019年1月7日～3月31日

第5条 予備選考と入選の通知

映画祭で公式上映される入選作品は本映画祭の作品選定委員会が決定する。ノミネートの通知を受けた方は10日以内を目安に上映用素材（BD）等の提出をお願い致します。尚、BDは返却致しません。

第6条 映画祭への参加

- 1、コンペティション部門で上映が決定した作品（以下、出品作品）の監督は自身の公式上映において舞台挨拶に参加すること。
- 2、可能な限りの集客に協力すること。
- 3、オープニングセレモニーなどのイベント、懇親会に参加できること。
- 4、交通費・宿泊費等は自己負担とする。

第7条 作品に使用する著作物の権利について。

1、応募作品の著作権者は作者に帰属するものとする。応募作品は著作権と作品を使用する権利を出品応募者が持つものに限る。作品に原作がある場合、原作の著作権者からの使用許諾等は応募者が得るものとする。また、作品に使用する音楽、画像、写真、文書等、すべての著作物の著作権及び著作隣接権に関する手続きは、応募者が責任を持って行う。既製の音楽や映像の著作権については、使用許諾及び使用料等、所定の手続きを済ませた上で応募すること。著作権処理がされていない作品の場合、ノミネート、上映が取り消しとなる可能性があります。

2、第三者からの権利侵害等に関する紛争については、応募者が解決するものとし、損害賠償等については映画祭実行委員会に一切の責任を負わないものとします。

3、主催者が行う広報活動には、出品作品及び予告編を非独占的に複製（静止画のキャプチャーを使用したチラシ作成など、放送様式の変換も含む）、編集、インターネット配信を行えるものとします。上記について、改めて権利処理の確認をさせて頂く場合があります。

第8条 著作権、権利処理に関する条件

- 1、新人監督映画祭実行委員会はコンペティション短編・中編・長編部門の上映作品について、入選の通知から1年間、非独占的に利用（複製、上映、放送、配信、サブライセンス、宣伝活動等）できるものとします。
- 2、作品は新人監督映画祭の上映作品として放送、インターネット配信される可能性があります。また、ビデオグラム化されて販売される可能性があります。
- 3、放送、配信、あるいはビデオグラム販売の宣伝広報活動の目的で、作品の全て、あるいは一部分を使用したプロモーション用の素材を作成し、テレビ放送、インターネット、携帯端末、印刷媒体等の告知媒体で使用できるものとします。
- 4、以上の目的のため、上映用素材は返却することができません。

以上

©2019年1月7日 新人監督映画祭実行委員会 作成